第二号様式中「（住所）　（氏名）」を「（住所）　（氏名）　（生年月日）　（性別）」に改める。

第四号様式中「一　受任者　住所　都（何道府県）何郡（市）何町（村）大字何（町）何番地　氏名　生年月日　何年何月何日　性別　男女」を「二　受任者　住所　都（何道府県）何郡（市）何町（村）大字何（町）何番地　氏名　生年月日　何年何月何日　性別　男女」に、「（住所）　（氏名）　（生年月日）　（氏名）　（印）　（性別）」を「（住所）　（氏名）　（生年月日）　（氏名）　（印）　（性別）」に改め、同様式備考中「氏名」を「住所、氏名、生年月日及び性別」に改める。

第五号様式　削除

第七号様式中「（住所）　（氏名）」を「（住所）　（氏名）　（生年月日）　（性別）」に改める。

第八号様式中「（住所）　（職業）　（氏名）」を「（住所）　（職業）　（氏名）　（生年月日）　（性別）」に改める。

第九号様式中「（住所）　（氏名）」を「（住所）　（氏名）　（生年月日）　（性別）」に改める。

第十一号様式中「（住所）　（職業）　（氏名）」を「（住所）　（職業）　（氏名）　（生年月日）　（性別）」に改める。

第十二号様式中「（住所）　（氏名）」を「（住所）　（氏名）　（生年月日）　（性別）」に改める。

第十三号様式中「（住所）　（職業）　（氏名）」を「（住所）　（職業）　（氏名）　（生年月日）　（性別）」に改める。

## 附　則

（施行期日）

**第一条**　この省令は、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

（地方自治法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の地方自治法施行規則第九条から第十二条の二までの規定並びに同令別記都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求書様式、別記何広域連合条例制定（改廃）請求書様式、別記都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求代表者証明書様式、別記何広域連合条例制定（改廃）請求代表者証明書様式、別記都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求署名収集委任状様式、別記何広域連合条例制定（改廃）請求署名収集証明書様式、別記都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求署名収集証明書様式、別記何広域連合事務監査請求書様式、別記都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕事務監査請求代表者証明書様式及び別記何広域連合事務監査請求代表者証明書様式は、この省令の施行の日以後に改正令第一条の規定による改正後の地方自治法施行令（以下この条及び次条において「新令」という。）第九十一条第二項（新令第九十九条、第百条、第百十条、第百十六条、第百二十一条、第二百十二条の二、第二百十二条の四、第二百十三条の二、第二百十四条の二、第二百十五条の二、第二百十六条の三及び第二百十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による告示が行われる直接請求について適用し、この省令の施行の日の前日までに改正令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（以下この条及び次条において「旧令」という。）第九十一条第二項（旧令第九十九条、第百条、第百十条、第百十六条、第百二十一条、第二百十二条の二、第二百十二条の四、第二百十三条の二、第二百十四条の二、第二百十五条の二、第二百十六条の三及び第二百十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による告示が行われた直接請求については、なお従前の例による。